

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 24 年 3 月 27 日

（照会者①）

（照会者②）

金融庁監督局保険課長

平成24年2月27日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会者①（以下、「当生協」という。）が、その役員に保険業法施行規則（以下、「規則」という。）第234条第1項第2号の適用対象となる保険についての保険契約（以下、「当該保険契約」という。）の申込みをさせること、及び照会者②（以下、「当社」という。）が、当生協の役員又は使用人に対して、当該保険契約の申込みをさせることは、同号で禁止される行為に該当する。他方、当生協及び当社が、当生協の組合員に対し、当該保険契約の申込みをさせることは、当該組合員が、当生協又は当社の役員又は使用人その他当生協又は当社と密接な関係を有する者に該当しない限り、同号で禁止される行為に該当しない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

規則第 234 条第 1 項第 2 号は、法人である生命保険募集人等が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人等と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対し、金融庁長官が定める保険以外の保険について、保険契約の申込みをさせること等を禁止している。

そして、平成 10 年大蔵省告示第 238 号（以下、「告示」という。）第 1 条では、生命保険募集人等と一定の資本的関係、人的関係等を有する法人の役員又は使用人が、「当該生命保険募集人等と密接な関係を有する者として金融庁長官の定める者」に該当することとされている。

本件照会についていえば、当生協の役員は、生命保険募集人となろうとする当生協にとって、前記の「役員」に該当することは明らかである。さらに、当社と当生協との資本的関係及び人的関係や、消費生活協同組合法第 4 条により、当生協が法人格を有することに鑑みると、告示第 1 条第 1 項第 1 号イ及び同項第 2 号により、生命保険募集人である当社にとって、当生協の役員又は使用人は、前記の「密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者」に該当する。

したがって、生命保険募集人となった当生協がその役員に対し、規則第 234 条第 1 項第 2 号の適用対象となる当該保険契約の申込みをさせること、及び当社が当生協の役員又は使用人に対し、当該保険契約の申込みをさせることは、同号で禁止される行為に該当する。

これに対し、当生協及び当社が、当生協の組合員に対し、当該保険契約の申込みをさせることは、当該組合員が当生協又は当社の役員又は使用人その他当生協又は当社と「密接な関係を有する者として金融庁長官の定める者」に該当しない限り、規則第 234 条第 1 項第 2 号で禁止される行為に該当しない。

以上